

令和3年 1月 日光市農業委員会総会議事録

日 時 場 所 令和3年1月23日 午前10時00分 日光市役所 大会議室

出席農業委員 11名
1番 福田 絹江 2番 石下富士男 3番 青木 渡 4番 高橋和子
5番 高橋久美子 6番 江連一彦 7番 田井 哲 8番 柴田美代子
9番 吉原廣康 10番 星 一徳 11番 増 淵 勝

欠席農業委員 なし

出席推進委員 2名
24番 福田正文 28番 福田登美子

欠席推進委員 なし

傍 聴 人 なし

- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 農地法第4条の規定による許可書の交付について
- 第4 報告第2号 農地法第5条の規定による許可書の交付について
- 第5 報告第3号 農地法第18条(通知)について
- 第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第7 議案第2号 日光農業振興地域整備計画の用途区分変更について
- 第8 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第9 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第10 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について
- 第11 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について
- 第12 議案第7号 令和3年度(2021年度)農作業料金等の標準額について

沼尾洋克事務局長

皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。

本日の出席委員は、農業委員11名中11名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。

推進委員につきましては、2名の出席であります。また、本日の傍聴人はいらっしゃいません。

星 一 徳 議 長

ただ今から、令和3年1月 日光市農業委員会総会を開会いたします。
本日の議事日程につきまして、沼尾事務局長に朗読させます。

沼尾洋克事務局長

(議事日程を朗読)

星 一 徳 議 長

日程第1、「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、議長において指名いたしたいと思ひます。4番高橋和子委員、5番高橋久美子委員のご両名を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局職員の赤松主幹を指名いたします。

星 一 徳 議 長

日程第2、「会期の決定」を行います。本総会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし。」との声あり)

異議なしと認めます。よりまして、本総会の会期につきましては、本日1日限りとすることに決めます。

それでは議事に入ります。なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど簡潔に説明をお願いいたします。

星 一 徳 議 長

日程第3、報告第1号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任お願いします。

川 村 光 代 主 任

総会資料1ページをお開きください。報告第1号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。先月の4条申請は1件ございました。許可書につきましても1件交付いたしました。申請人及び土地の所在等は申請のとおりです。総会審議日は令和2年12月18日。許可日及び指令番号につきましては、令和2年12月18日、日農委指令第4-8号で許可書を発行しております。以上でございます。

星 一 徳 議 長

ただいま報告が終わりました。この件につきまして何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

日程第4、報告第2号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任お願いします。

川 村 光 代 主 任

総会資料2ページをお開きください。報告第2号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。先月の5条申請は4件ございました。許可書につきましても4件交付いたしました。譲渡人、譲受人及び土地の所在等は申請のとおりです。総会審議日は令和2年12月18日。許可日及び指令番号につきましては、令和2年12月18日、日農委指令第5-42号から45号で許可書を発行しております。以上でございます。

星 一 徳 議 長

ただいま報告が終わりました。この件につきまして何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。
(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

日程第5、報告第3号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(大島尚美副主幹挙手)

大島尚美副主幹

はい、大島副主幹お願いします。

報告第3号「農地法第18条(通知)について」ご説明いたします。総会資料は3ページから12ページまでとなります。本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸人・借人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。申請番号1番と2番が農地法3条関係の解約、3番～20番までが、利用権の解約になり、3番が農業委員会扱い、4番～20番までが日光市農業公社扱いに関する案件となります。以上ご報告いたします。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。報告でございますが、何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

日程第6、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。本総会に関しましては調査部会を組んでおりませんので随時発表をお願いいたします。まず、3条番号1番について担当委員の報告を求めます。

(福田絹江農業委員挙手)

福田絹江農業委員

はい、福田絹江委員。

議案第1号、3条申請の1番についてご報告いたします。総会資料13ページをお開きください。本申請は日光市小代地内における売買による3条申請でございます。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりでございます。申請地は小代地内、東武鉄道日光線下小代駅から北へ約400メートルに位置した場所です。東武鉄道日光線下小代駅から西に100メートルほど進み、右折して北に400キロメートルほど進み、右手に入った付近に申請地があります。申請地は5筆に分かれており、登記簿地目は田が1筆、畑・山林・原野が各1筆、現況は全て田となっております。写真をご覧ください。奥に東武鉄道日光線が通っております。下の写真は北側から撮ったもので、ほぼ全体が写っております。譲受人はこのように経営農地を適切に管理しており、家族2人で水稻及びソバを作付けしております。農地取得後も水稻の栽培を行う予定です。この農地は昨年まで譲受人が利用権により水稻を栽培しておりました。利用権は8月に解約済みとなっております。以上の事から許可要件の全てを満たしていると考えますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。ただいま報告が終わりました。この件につきまして委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決を行います。3条番号1番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、3条番号1番は原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(江連一彦農業委員挙手)

はい、江連委員。

江連一彦農業委員

私は議案第1号の2番を担当いたしました。本申請は日光市町谷地内における贈与による3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。申請地は町谷地内、かたくりの湯から北西へ約200メートルに位置した場所です。かたくりの湯の西側の道を北へ300メートル程進んだ右手に申請地があります。申請地は1筆で、登記簿地目は宅地、現況は畑です。譲受人は経営農地を適切に管理しており、地域農業に貢献をされていると新聞にも掲載された方です。譲受人の経営する農地は全て耕作されております。世帯の保有している機械の能力、或いは農作業に従事する家族の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地の管理を効率的に利用できると思われま。写真のとおり、現況については梅や葉物の栽培がされており農地であることを確認いたしました。今回贈与という事ではありますが、譲渡人との関係は何十年か前から既に贈与の関係が成立していましたが、耕作するにあたり本契約を行うものと本人から説明がありました。以上の事から許可することに問題は無いと考えますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。報告が終わりました。委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決を行います。3条番号2番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、3条番号2番は原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。

(青木渡農業委員挙手)

はい、青木委員。

青木渡農業委員

私は議案第1号の3番を担当いたしました。本申請は日光市沢又地内における売買による3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。申請地は沢又地内、今市青少年スポーツセンターから北東へ約600メートルに位置した場所です。今市青少年スポーツセンターから県道を北東に600メートルほど進んだ右手に申請地があります。申請地は7筆で、登記簿地目は田と原野で現況は全て田となっております。写真のとおり譲受人は経営農地を適切に管理しております。家族3人で水稻や季節の野菜を作付けしており、農地取得後も水稻の栽培を行う予定です。利用権はありません。以上の事から農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしているので許可することに問題無いものと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。報告が終わりました。委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何か

田井哲農業委員
星一徳議長

ございますか。

ございません。

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号3番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号3番は原案のとおり『許可』とすることに決しました。

星一徳議長

続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。

(青木渡農業委員挙手)

はい、青木委員。

青木渡農業委員

続きまして3条番号4番を説明いたします。本申請は日光市小林地内における使用貸借による3条申請です。申請地は広範囲になりますが、小林地内の小林橋南の交差から南東へ約700メートル付近の周辺に点在しています。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。親子間の使用貸借でございます。申請地が点在していますので3か所から写真を撮ってまいりました。こちらの写真には3筆写っています。小林橋南の交差点から県道を挟んで北側周辺と、南側、さらに交差点から県道挟んで南西付近に申請地があります。登記簿地目は田、畑及び山林で現況は田と畑となっております。譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族3人で水稻や野菜を栽培しています。使用貸借後も水稻や野菜などの栽培を行う予定です。以上の事から農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしており、許可することに問題無いものと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星一徳議長

ありがとうございます。報告が終わりました。委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員
星一徳議長

ございません。

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号4番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号4番は原案のとおり『許可』とすることに決しました。

星一徳議長

続きまして、番号5番について担当委員の報告を求めます。

(高橋和子農業委員挙手)

はい、高橋和子委員。

高橋和子農業委員

私は議案第1号の5番を担当いたしました。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。本申請地は日光市長畑地内、落合西小学校から南へ約900メートルに位置した場所です。県道長畑の交差点から900メートルほど進み、右折して西に200メートル進み、南側に入ったところに申請地があります。登記簿地目及び現況ともに畑となっております。写真をご覧ください。契約内容は売買で、譲受人は経営農地を適切に管理しており、家族は1人で、水稻・キウイ・サツマイモ・ネギなどを作付けしております。今回の申請地は譲受人の自宅近くで、農地取得後もキウイの栽培を行う予定です。写真では既にキウイのハウスが建っていますが、借りて建てていたようです。利用権はありません。以上の事から農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。報告が終わりました。委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(増 淵 勝 農 業 委 員 挙 手)

はい、増淵委員。

増 淵 勝 農 業 委 員

借りていた所は利用権無くそのまま売買になったのですか。

高 橋 和 子 農 業 委 員

はい、そうです。

星 一 徳 議 長

事務局から説明はありますか。

(鯉 沼 慶 主 査 挙 手)

鯉 沼 慶 主 査

以前は手続きをせずに借りていたのですが、既にやっていたという事で今回売買契約になったものです。

星 一 徳 議 長

ほかにご意見等ありましたらお受けいたします。

(「 な し 。 」 と の 声 あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田 井 哲 農 業 委 員

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号5番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よりまして、番号5番は原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

日程第7、議案第2号「日光農業振興地域整備計画の用途区分変更について」を議題とし、担当委員の報告を求めます。

(福 田 絹 江 農 業 委 員 挙 手)

はい、福田絹江委員。

福 田 絹 江 農 業 委 員

議案第2号、1番の用途区分変更について説明いたします。申出人、所有者及び申出地等は申請のとおりです。本申請は日光市小代地内において、農業用倉庫を目的とした用途区分の変更です。この申請につきましては既に倉庫が建っておりますので、始末書が添付されております。位置図ですが、先ほどの図面にありました東武鉄道日光線の下小代駅より南西に約400メートルの所に位置しております。行川庵から南へ100メートル進み左折して160メートル進んだところに申請地があります。登記簿地目及び現況ともに畑です。申請理由は、農業規模に伴い農機具も増え農業用倉庫が足りなくなりまして、収穫作業を効率的に進めるため、農業用倉庫と農機具倉庫を計画しています。敷地内に農業用倉庫として米やソバの乾燥・調整、また農機具倉庫といたしましてトラクター3台、田植え機1台、コンバイン3台、バックホーン2台、アタッチメント等の収納やもみ殻置場を設ける計画です。給排水はなく、雨水は敷地内浸透処理します。写真をご覧ください。このように倉庫が建ててありまして活用している状況がうかがえました。以上の事から周りに及ぼす影響は無いと思われまます。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。ただいま説明が終わりました。ほかの委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(吉 原 廣 康 農 業 委 員 挙 手)

はい、吉原委員。

吉 原 廣 康 農 業 委 員

何故今回申請になったのですか。

福 田 絹 江 農 業 委 員

先ほど審議した売買の3条申請で農地を買う段階になりまして申請したところ分かったようです。

星 一 徳 議 長

事務局から説明ありますか。

(川 村 光 代 主 任 挙 手)

川村光代主任

はい、川村主任。

ご覧のように倉庫が建っているという事で始末書ではなく反省文という形で添付されております。その内容を朗読いたします。「農振地域であることは知りませんでした。人・農地プランや小代地区の担い手などを受けるうちに耕作地がどんどん増えて来たため大型機械を導入しました。そのため、元々畑であったところに農機具用倉庫を増やしてしまいました。市等の承諾を受けることを知らなかったため本当に申し訳ございませんでした。今後は気を付けますので宜しくお願いいたします。」以上です。

星一徳議長
川村光代主任
星一徳議長

ここは畑の農振ですか。

はい。

そのような事でございます。他に何かございましたらお受けいたします。

(江連一彦農業委員挙手)

はい、江連委員。

江連一彦農業委員
星一徳議長
川村光代主任
星一徳議長

この後何か申請が出てくるのですか。

はい、事務局説明願います。

この後は特に申請が出る予定はありません。

重要変更の場合は、後から5条や4条で申請が出てきますが、今回は用途区分の変更なので、今まで農振の畑だったところが農業用倉庫に代わるということとです。

川村光代主任
星一徳議長

今回3条申請で調べたところ発覚したものです。

ほかにご意見等はございますか。

(「なし。」との声あり)

考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員
星一徳議長

ございません。

それでは質疑を終結し、採決を行います。用途区分変更番号1番については、この原案のとおり『変更妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番については、この原案のとおり『変更妥当』とすることに決しました。

星一徳議長

日程第8、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。番号1番について事務局の報告を求めます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任。

川村光代主任

「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明いたします。総会資料は19ページの1番となります。この案件は令和2年11月総会で用途区分の変更妥当という事で決定したものです。用途区分の変更が済みましたので今回4条申請がありました。なお今回の4条申請は、用途区分変更をした農地及び併設する農地と合わせて2筆の申請となっています。なお今回現地調査につきましては、2筆とも1枚の農地になっているという事で委員の方との現地調査は省略とし、事務局で1月15日に撮影をして来ましたので現況につきましては後程ご説明いたします。申請人及び申請地等は申請のとおりです。本申請は日光市小百地内におきまして、小百小学校から南西約1.8キロメートルに位置してございます。小百小学校から小百橋を渡り高百方面へ約1.4キロメートル進み、右折しさらに250メートル程進んだ所が申請地です。申請地は2筆ございます。登記簿地目及び現況ともに田でございます。周囲の状況は北側及び南側は道路、西側は田、東側は畑となっております。申請理由ですが、申請人は食用米、飼料用米、ソバを生産している専業農家ですが、現在トラクター2台、コンバイン3台、軽トラック2台、2トントラック1台、乗用車2

台を所有し、繁忙期の従業員用5台の駐車場を計画しております。自宅敷地にはそのスペースが確保できないため、自宅敷地から1番近い申請地を駐車場として利用したく申請するものです。申請地に15台分の駐車スペースと通路及び車両回転スペースを設ける計画です。給排水はございません。雨水は敷地内砂利敷きとし敷地内浸透処理といたします。総事業費は自己資金で賄い、金融機関の残高証明書が添付されております。総会資料の現地写真、議案第3号の1番につきましては1月15日に事務局が撮影したもので、現地は特に変化が無い事をご報告いたします。以上でございます。

星 一 徳 議 長

はい、ありがとうございます。今回用途区分変更でなぜ4条申請が出たのですか。先ほどの案件との違いを説明願います。

川 村 光 代 主 任

用途変更したほかに1筆あり、合わせて開発するため一応4条申請を出してきたという事です。

星 一 徳 議 長

用途区分変更の部分を使いつつ農振農用地ではない所も使うので、一体の形としての4条申請が上がったという事ですね。ご理解いただけましたでしょうか。ほかにご質問等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。

田 井 哲 農 業 委 員

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決を行います。4条番号1番については、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番については、この原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、4条2番について担当委員の報告を求めます。

(高橋久美子農業委員挙手)

はい、高橋久美子委員。

高橋久美子農業委員

私は議案第3号の2番を担当いたしましたのでご報告いたします。申請人及び申請地等は申請のとおりです。本申請は日光市岩崎地内において、農業用倉庫を目的とした4条申請です。なお、この申請は、現在倉庫を作ってしまったっており、20年経過していないことから始末書付きの申請となっております。位置図による説明です。JR文挾駅から東に約1.6キロメートルの所に位置しています。県道小来川・文挾線沿いの観世音から手岡方面に300メートル程進み、右折し、道なりに600メートル進んだ突き当りが申請地になります。登記簿地目及び現況ともに畑です。周囲の状況は東側が宅地と青地、西側は山林、南側は青地、北側は宅地です。申請理由は、農業の規模拡大に伴い農業用倉庫が不足しているため、今般申請地に農業用倉庫を新築したく申請するものです。敷地内に172.8平方メートルの農業用倉庫を建築する計画です。給排水はございません。雨水は敷地内浸透処理です。こちらの左上が西側から撮った写真です。その左下が東側から撮った写真です。右下が南側から撮った写真で、最後が全体の写真になります。資金計画はございません。以上のことから周りに及ぼす影響はないと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。ただいま報告が終わりました。この件につきまして、委員の皆さんから何かありましたらお受けいたします。

(川村光代主任挙手)

はい、事務局。

川 村 光 代 主 任

今回もやはり建物が建ってしまったという事ですが、20年は経過しておらず非農地証明は出ないため4条の申請となりました。始末書添付の内容につい

て朗読させていただきます。「農業の生産規模拡大により農業用倉庫等が必要となったため、自宅前の農地に農業用倉庫を建設してしまいました。知識・認識の不足により法令に反し、倉庫を建設したことを反省するとともに、今後は注意深く規則に則り行動いたしますので宜しくお願いいたします。」以上でございます。

星 一 徳 議 長

これも申請時に発覚したものでですか。3条申請などが出てくるのですか。
(鯉沼慶主査挙手)

鯉 沼 慶 主 査
星 一 徳 議 長

はい、鯉沼主査。

将来的に3条申請が出ますが、今回先に4条申請をしたものです。

これは自ら先に申請をしたのですね。そのようでございます。それでは、始末書も付いていますので宜しいでしょうか。

(「はい。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田 井 哲 農 業 委 員
星 一 徳 議 長

ございません。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号2番については、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、4条番号2番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、日程第9、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。はじめに、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(吉原廣康農業委員挙手)

吉 原 廣 康 農 業 委 員

はい、吉原委員。

私は議案第4号の番号1番を担当いたしました。議案資料は20ページの1番です。本申請は日光市平ヶ崎地内において、一般住宅を目的として転用する案件です。東原中学校から南へ約200メートルの所に位置します。例幣使街道が通っておりまして、東原中学校手前の踏切を渡り左折して杉並木沿いを南に200メートル程進み右折したところが申請地です。登記簿地目及び現況ともに田です。周囲の状況は東側、南側及び北側が道路で西側が畑です。申請地に2階建て住宅を建設し、駐車スペースを設ける計画です。給排水は公共の上下水道を利用して、雨水は敷地内浸透処理といたします。写真ですが北側から見た所と南側から見たものです。以上のことから周りに及ぼす影響は無いものと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。報告が終わりました。この件につきまして委員の方から何かございましたらお受けいたします。事務局から説明はありますか。

(川村光代主任挙手)

川 村 光 代 主 任

はい、川村主任。

面積が585平米となっておりますが、代理人の行政書士は家屋調査士もやっております。転用範囲の実測求積図というものを付けていただきました。実測した結果、486.43平米なので宜しくお願いしますという事で話を伺っております。

星 一 徳 議 長

実測と謄本が違うという事で、登記する時は実測になってくるという事ですね。ほかにご質問等ございますか。特段宜しいですか。

(「はい。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員
星一徳議長

ございません。

それでは質疑を終結し、採決いたします。5条1番については、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、5条番号1番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

星一徳議長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(増淵勝農業委員挙手)

はい、増淵委員。

増淵勝農業委員

私は、議案第4号の2番を担当いたしましたので報告いたします。総会資料は20ページの2番です。譲渡人、譲受人及び申出地等は申請のとおりです。本申請は日光市今市地内におきまして、一般住宅を目的とした5条申請です。位置図ですが、今市中学校から南へ約200メートルに位置します。今市中学校前の交差点から南に約50メートル、西に100メートルほど進んだ右手の奥が申請地です。登記簿地目及び現況ともに畑です。周囲の状況は東側が宅地、西側は道路、南側は畑と道路、北側は水路になります。申請人は現在妻の実家に間借りしていますが、昨年子どもが生まれ手狭となり日常生活に不便をきたし始めているため、今回申請地を購入して一般住宅を建築したく申請するものです。申請地に57.96平方メートルの2階建て住宅を建築する計画です。給排水は公共の上下水道を利用し、雨水は敷地内砂利敷として敷地内浸透処理します。総事業費は借入金で賄い、金融機関の事前結果通知が添付されております。写真の説明です。左上が北側から撮った写真です。その下が南側から撮った写真で、右下が東側の角から入口に向けて撮った写真です。以上のことから周りに及ぼす影響は無いものと考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星一徳議長

ありがとうございます。ただいま報告が終わりました。事務局から説明ありますか。

(川村光代主任挙手)

川村光代主任

先月、この申請地前の道路側が非農地証明申請として出ましたが、その後ろ側になります。

星一徳議長

この件につきまして、委員の方から何かございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員

ございません。

星一徳議長

それでは質疑を終結し、採決いたします。5条2番については、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、5条番号2番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

沼尾洋克事務局長

ここで休憩を入れていただければと思いますが如何でしょうか。

星一徳議長

それでは、ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時13分 ~ 午前11時25分)

星一徳議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(大島尚美副主幹挙手)

大島尚美副主幹

はい、大嶋副主幹。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」ご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願いするものです。今月は利用権設定のみの案件です。総会資料は21ページから39ページまでになります。件数48件、面積合計は127筆で296,046.14平方メートルとなります。内訳は申請番号1番から7番までが農業委員会扱いに関する案件で、8番から48番までが日光市農業公社扱いの案件となっております。設定をする者(貸人)、設定を受ける者(借人)の住所・氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

星一徳議長

ありがとうございます。はじめに利用権設定の21番について審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、増淵勝委員の退席を求めます。

(増淵勝農業委員退席 午前11時29分)

星一徳議長

この件につきまして、皆さまからご質問等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。議案第5号のうち、利用権設定の21番については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手 全員であります。よりまして、利用権設定の番号21番については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに決しました。増淵勝委員の着席を許可いたします。

(増淵勝農業委員着席 午前11時30分)

星一徳議長

次に利用権設定の31番、32番、35番及び36番について、審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、高橋和子委員の退席を求めます。

(高橋和子農業委員退席 午前11時30分)

星一徳議長

この4件につきまして、委員の方からご質問等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。議案第5号のうち、利用権設定の31番、32番、35番及び36番については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、利用権設定の31番、32番、35番及び36番については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに決しました。高橋和子委員の着席を許可いたします。

(高橋和子農業委員着席 午前 11 時 31 分)

星 一 徳 議 長

次に利用権設定の 21 番、31 番、32 番、35 番及び 36 番以外の残りの案件について審議いたします。ご質問ございますか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。議案第 5 号、利用権設定の 21 番、31 番、32 番、35 番及び 36 番以外の残りの案件については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」の 21 番、31 番、32 番、35 番及び 36 番以外の残りの案件については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに決しました。

星 一 徳 議 長

日程第 11、議案第 6 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2（農地利用計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(大島尚美副主幹挙手)

はい、大島副主幹。

大 島 尚 美 副 主 幹

議案第 6 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」ご説明いたします。本議案については、基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の (1) の規定により、「日光市が作成した農用地利用集積計画案」を決定するために審議を求められています。総会資料は 40 ページになります。一部資料の修正をお願いいたします。申請番号 1 番の合計面積が抜けておりました。大変申し訳ありません。2,383 平米となります。件数は 2 件で、面積合計は 2 筆で、7,763 平米となります。設定をする者（貸人）、設定を受ける者（借人）の住所・氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。ただいま説明が終わりました。この件に関して委員の方からご意見等はございますか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決に入りたいと思います。議案第 6 号は原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、議案第 6 号は原案のとおり『決定』することに決しました。

星 一 徳 議 長

日程第 12、議案第 7 号「令和 3 年度農作業料金等の標準額について」を議題といたします。この件に関しまして、実は農協の推進委員さんを通じまして各農家の方に配られるような運びになっております。それで今月 20 日の総会議決であれば間に合ったのですが、日程が変更になった事で間に合わなくなりました。本当に申し訳ありませんが、提出期限がありましたので総会を待たずに会長の専決事項として事務局の説明を受けて許可を出しております。報告事項になってしまいますが皆さまにはご承知おきをいただきたいと思っております。

す。中身の部分につきましては、皆さまご存じのとおり見開きの右側の一番下の統計の部分を農業委員会が出しております。それと「1日7,000円」という部分が農業委員会の決めている部分になりまして、残りの作業料金等については日光市受託集団連絡協議会が作っているものです。ただ、法律で農業委員会が監修をして出すことになっていきますので、報告となってしまいましたがこのような形でご承認をいただいでよろしいでしょうか。

(「はい。」との声あり)

それではこれも採決を行うこととなりますので、皆さん宜しくお願いたします。議案第7号「令和3年度農作業料金等の標準額について」原案のとおりとすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、議案第7号については、原案のとおりとすることに決しました。

星 一 徳 議 長

以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。これをもちまして、令和3年1月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午前 11 時 40 分

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

4 番 委 員

5 番 委 員